

1 議 事 日 程（2日）

〔令和7年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和7年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第35号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第39号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第40号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第41号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第36号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 太宰府市小規模・中小企業振興条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 意見書第1号 再審法改正の促進を求める意見書
- 日程第15 意見書第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（15名）

2番	馬 場 礼 子 議員	3番	今 泉 義 文 議員
4番	森 田 正 嗣 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	木 村 彰 人 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	舩 越 隆 之 議員	10番	堺 剛 議員
12番	原 田 久美子 議員	13番	神 武 綾 議員
14番	陶 山 良 尚 議員	15番	小 畠 真由美 議員
16番	長谷川 公 成 議員	17番	橋 本 健 議員
18番	門 田 直 樹 議員		

3 欠席議員は次のとおりである（１名）

11番 笠 利 毅 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	轟 貴 之
総 務 部 理 事	杉 山 知 大	(経営企画担当)	
(市長室担当)		総 務 部 理 事	宮 崎 征 二
		(総務担当)	
市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事	添 田 朱 実	都市整備部長	伊 藤 健 一
(子ども担当)		(併公営企業担当)	
観光経済部長	竹 崎 雄一郎	教 育 部 長	添 田 邦 彦
教 育 部 理 事	平 野 善 浩	総 務 課 長	鳥 飼 太
総務課担当副市長兼経営企画課広聴	平 嶋 香代子	(併選挙管理委員会事務局長)	
広報担当課長兼シティプロモーション担当課長		市 民 課 長	今 村 江利子
福 祉 課 長	山 崎 崇	都市計画課長	古 賀 千年志
上下水道課長	田 中 潤 一	産業振興課長	満 崎 哲 也
社会教育課長	井 本 正 彦	監査委員事務局長	松 尾 誓 志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	陣 内 成 美	書 記	三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第26号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第26号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第26号は同意されました。

〈同意 賛成14名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2から日程第13まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第13、議案第38号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第1

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~ ○ ~~~~~

– 16 –

○議長（門田直樹議員） 日程第14、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第14、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書について」提出理由を説明いたします。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は、太宰府市議会馬場礼子議員であります。

再審とは、有罪が確定した裁判をやり直す制度のことです。

再審制度を巡っては、1966年、静岡県で起きた一家4人殺害事件で、1980年に死刑が確定した袴田巖さんが冤罪を訴え、58年が経過した昨年2024年9月に再審無罪が言い渡され、再審無罪の決め手となった検察の証拠開示の在り方や審理の長期化など、制度の問題点が浮き彫りとなりました。

我が国の再審の規定は、現行の刑事訴訟法が1948年に制定されて以降変わっておらず、冤罪の疑いがある事案について再審を求めても、容易に認められない現実があります。たとえ認められるにしても、そのハードルは極めて高いものがあります。

1963年に埼玉県で女子高生が殺害された狭山事件では、1977年に第1次、1986年に第2次再審請求を申し立てましたが、いずれも認められず、2006年には東京高裁に第3次再審請求を申し立て、審理が続いていましたが、事件当時24歳だった石川一雄さんは、48年間、約半世紀、再審を待ったまま、3月11日にお亡くなりになっています。

再審決定には、新たに真実や証拠が必要であり、再審を求める側が自ら新証拠を見つけなければなりません。たとえ検察が未開示の様々な証拠を持っていたとしても、開示には消極的です。このため、再審決定には大きな労力と時間がかかり、何十年もかかることは珍しくありません。この間、刑を受ける者は、長期にわたって拘禁状態に置かれ、精神的にも肉体的にも、多大な苦痛を受け続けます。現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がありません。

また、再審決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行い、取り消される事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。これに関して、昨年3月には超党派の国会議員による「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成され、今年1月時点で過半数を超える363名が加盟しています。さらに、再審法改正を求める意見書は、全国で19道府県を含む517の地方議会で採択され、福岡県議会でも、本年2月に採択されています。

このように、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには、速やかな刑事訴訟法再審規定の改正が必要です。

よって、太宰府市議会として、国会及び政府に対して、再審法改正の促進を求める意見書を

提出するものです。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は、総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 意見書案第2号 生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第15、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番神武綾議員。

〔13番 神武 綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 日程第15、意見書第2号「生活保護の住宅扶助基準額引き上げを求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして、提出理由に代えさせていただきたいと思えます。

提出者は私、神武綾、賛成者は、太宰府市議会笠利毅議員であります。

急激な物価高騰が進行する中、これまでほとんど動きがなかった民間賃貸住宅の家賃値上げが広がりつつあります。2025年3月に行われた民間の調査結果によれば、全国主要都市のほとんどで、アパートの平均募集家賃が前年同月を上回り、2015年以降最高値を更新したことが報告されています。

ところが、生活保護における住宅扶助基準額は、2015年度の見直し以降全く変わっておらず、生活保護利用者が転居の必要が生じた場合に、家賃が基準額以内の民間賃貸住宅を探そうとしても、なかなか見つからないという事例が増加しています。また、見つけたとしても、健康で文化的な最低限度の生活を保障できるとは言い難いこともあります。

今後、生活保護利用者が居住する民間賃貸住宅の家賃が上がり、住宅扶助の基準額を超えることになれば、生活扶助費からの流用や転居などが余儀なくされる可能性も否定できません。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が生活保護の住宅扶助基準額を引き上げることを強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は、環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は6月13日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時12分

~~~~~ ○ ~~~~~